

新婚夫婦の 新生活を 応援します！



R4結婚新生活支援事業補助金

対象期間内に結婚し、新生活をスタートする世帯を対象に住まいに関わる費用を支援します。

対象となる世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①令和4年1月1日～令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、辰野町に住民票がある世帯
 - ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
 - ③対象となる住居が町内にある世帯
 - ④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
 - ⑤過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活事業実施要領による補助金の交付を受けたことがない世帯
 - ⑥町税等に滞納がない世帯
 - ⑦夫婦の令和3年分の所得の合計が400万円未満である世帯
 - ⑧令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用であること
 - ⑨婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること
 - ⑩婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した住宅のリフォームであること
- ※ただし、貸与型奨学金の返済を行っている場合、年間の返済額を控除できます。
※結婚を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合、当該者の所得は含みません。

対象となる費用

- 令和4年1月1日～令和5年3月31日までの間に支払った住居の購入・転入（転居）費用・リフォーム費用
- ・住居の取得費用
 - ・住居の賃貸借費用（賃料、敷金、礼金、補償金等これに類する費用、共益費及び仲介手数料）
 - ・住居への引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用）
 - ・リフォーム費用（婚姻を機に実施した修繕、増改築、設備更新等の工事費用）
- ※ただし辰野町住宅リフォーム補助金対象者、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く

申込方法は裏面をご覧ください

補助金額	対象となる費用のうち、婚姻日における夫婦2人の年齢が ・29歳以下の場合は60万円（1,000円未満切捨） ・39歳以下の場合は30万円（1,000円未満切捨） を上限に全額を補助します。 （※補助金は、一時所得になります。確定申告が必要な場合があります。）
申請期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
補助金の交付申請	辰野町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の書類を添えて提出してください。 <input checked="" type="checkbox"/> チェック <input type="checkbox"/> ①婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> ②夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> ③離職票（婚姻を機に離職した場合） <input type="checkbox"/> ④貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合） <input type="checkbox"/> ⑤物件の売買契約書、工事請負契約書、請書及び領収書の写し（住居費における購入の場合） <input type="checkbox"/> ⑥物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合） <input type="checkbox"/> ⑦住居手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合） <input type="checkbox"/> ⑧引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合） ※前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。 ※様式第1号は、辰野町ホームページからダウンロードできます
申請方法	申請は、必要書類を辰野町役場まちづくり政策課まで郵送又はお持ちください。 なお、申請にあたっては、結婚（婚姻届の提出を行い、受理されていること）と、それに伴う住居の手配、住居への引越し、リフォームが終了していることが必要となりますのでご注意ください。

申請から補助金交付までの流れ

①交付申請に必要な書類を提出 令和5年3月31日（木）まで
（この補助金は、予算の範囲内で補助しているため、予算がなくなり次第終了します。）



②交付決定
審査の結果を「辰野町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」により通知します。



③請求書の提出
通知書が届いたら「辰野町結婚新生活支援事業補助金請求書」に必要事項を記入・押印し、まちづくり政策課へ提出してください。



④補助金の振込み
請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

Q&A

Q レンタカーを借りた場合、友人に頼んで引越した場合は対象になりますか？

A 対象ではありません。引越し費用は、業者に依頼したものが対象です。

Q 再婚の場合も申請できますか？

A 対象要件をすべて満たしていれば申請できます。ただし、以前の結婚で既にこの補助金の交付を受けている場合は申請できません。



問い合わせ

辰野町役場 まちづくり政策課 女性若者支援係
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
☎0266-41-1111 Fax0266-41-3976